

# 万博開催期間における修学旅行生等を対象とする 宿泊税の課税免除制度（案）について

---

# 修学旅行生等を対象とする宿泊税課税免除の制度創設に向けて①

## ○大阪・関西万博における修学旅行誘致の意義

万博は、“社会が直面する課題の解決に向けた最先端の知見や世界の考えを示す機会であり、子どもたちにとっても学びの多い場である”こと、“世界のSDGsの取組みを学び、未来社会を体験できる二度とない貴重な機会である”ことから、本府は関係機関と共に、全国の子ども達に万博を体感いただくために、大阪に修学旅行を誘致する取組みを進めているところ。

### <政府等の取組み>

- 政府は、修学旅行・校外学習の行程に大阪・関西万博が組み込まれることにより、多くの子どもたちに万博を体感してもらえよう、修学旅行・校外学習を合わせて120万人の子どもたちに万博会場を訪れてもらうことを目標として表明。全国の教育委員会に対して、修学旅行等における大阪・関西万博の活用を依頼。（2023年3月：文部科学省）
- 政府の目標設定を受け、2025年日本国際博覧会協会は以下のような取組みを実施。
  - 協会公式HPに「教育旅行ページ」を開設
  - 学校担当者向け教育旅行パンフレットを作成、旅行会社向け教育旅行説明会を実施の上提供 など

#### <教育旅行で大阪・関西万博を訪問する意義>

ü 万博とそのテーマ（いのち）を体感

ü SDGs達成への取組みを体感

ü 未来社会を体感、体験

ü 国際理解・国際感覚の醸成

※2025年日本国際博覧会協会作成 全国知事会資料より

### <府・市・観光局の取組み>

取組み	概要
体験型教育プログラムの拡充・追加	万博開催に向けて、大阪の魅力や企業のSDGs達成に向けた取組みなどが体験できる以下のような教育旅行プログラムを準備 <ul style="list-style-type: none"><li>・大阪B&amp;S（ブラザー &amp; シスターズ）プログラムの拡充・追加</li><li>・関西経済同友会が準備する「企業版教育コンテンツ」との連携 など</li></ul>
教育旅行コース造成のための観光素材集の提供	修学旅行生の来訪を促進するため、旅行事業者及び学校関係者向けに兵庫・大阪の教育旅行向け観光コンテンツを紹介（モデルコース含む）
誘致プロモーションの展開	旅行業者向け説明会・セミナーを実施
修学旅行誘致プロモーション動画の作成・活用	大阪ゆかりのタレントが、大阪各地の観光地を周遊し、大阪の観光資源をPRする修学旅行誘致のプロモーション動画を作成・活用
国への要望 ～修学旅行生に対する財源措置～	修学旅行生を対象に万博の無料招待や入場料補助制度を実現するための財源措置を国へ要望

#### ○教育旅行パンフレット



## 修学旅行生等を対象とする宿泊税課税免除の制度創設に向けて②

### ○修学旅行生等を対象とする課税免除制度の検討

- Ⅰ 万博への修学旅行誘致の意義を鑑み、さらなる取組みを進めていくにあたり、令和3年度の答申（R4.3.30 宿泊税に係る制度の在り方について）を踏まえ、万博開催期間に限定した修学旅行生等の課税免除制度を検討する。

### ○宿泊税の課税免除制度の検討にあたって留意すべき事項

#### <令和3年度の答申等>

- Ⅰ 令和3年度の答申において、宿泊税制度のあり方について、「観光客の動向等を見極めながら、条例附則で定める5年の期間を待たず、データ収集が可能となったタイミングで改めて検討を行うべきであること」、「修学旅行生等の課税免除制度の検討にあたっては、税率・免税点と合わせた検討が必要」とのご意見をいただいているところ。
- Ⅰ 一方、現時点ではコロナ禍により宿泊者数が低調となったことや、全国旅行支援（いらっしやいキャンペーン）の実施等により宿泊者数が増加するなど、宿泊税制度全体の見直し検討に足る“有用なデータ”の取得ができない状況にある。

#### <修学旅行の行き先を選定する時期>

- Ⅰ 修学旅行の行き先については、実施年度の2年前から選定が始まる。（旅行事業者や学校関係者へのヒアリングより）
- Ⅰ このため、大阪・関西万博が開催される2025年度の修学旅行については、今年度（2023年度）から行き先の選定が始まることとなる。



### 万博開催期間に限定の上、修学旅行生等を対象とする宿泊税の課税免除制度（案）

を作成し、制度創設をめざす。

# 万博開催期間における修学旅行生等を対象とする宿泊税の課税免除制度（案）

## ○現在検討中の修学旅行生等を対象とする宿泊税の課税免除制度（案）

	詳細
概要	万博開催期間中の修学旅行生等を対象に宿泊税を課税免除
課税免除期間	<u>2025.4.1～2025.10.31</u> (万博開催期間は2025.4.13～2025.10.13)
免除対象者	<p>以下の機関・施設が行う修学旅行等に参加する幼児、児童、生徒又は学生及びその引率者(※)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校 (学校教育法第1条にある「学校」から大学を除いたもの)</li><li>・高等専修学校</li><li>・保育所</li><li>・幼保連携型認定こども園</li><li>・家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設</li><li>・認可外保育施設</li></ul> <p>※引率者 生徒等の引率を行う学校・保育所等の関係者や、介助を必要とする生徒の介助を行う看護師や保護者等を想定</p>